

後期基本計画基本施策別一覧表

基本施策7 住環境整備、土地利用の推進	めざすまちの姿	安全で快適な住まいと住環境が整備され、本市の自然環境や歴史文化資源と調和した計画的な土地利用が推進されることにより、市民が住みよいと感じ、定住意向が高いまちをめざします。		
現状	課題	個別施策の方向性 【(★)は総合戦略に関連する取組】	主な取組	主な取組に対する具体的な内容の例示
◇公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の維持管理、更新を計画的に行っています。	公営住宅等の長寿命化が必要	① 生活環境の保全 市営住宅の計画的な建替と長寿命化や民間住宅の耐震化、空き家の適正管理、公園の適正な管理・整備等の推進により、安全で良好な生活環境の保全を図ります。	①-1 特定公共賃貸住宅も含め、市営住宅の需要把握と地域の実情に応じた計画的な住宅環境の整備に取り組みます。 ①-2 市民より情報提供があった管理不全状態の空き家については、所有者等を確定し、特定空き家に認定した空き家は指導・助言、勧告の措置により除却を促し、その費用の一部を支援します。	・宍粟市公営住宅等長寿命化計画の改定(R2年度中) ・上記計画に基づき、市営住宅の管理戸数の適正化、適切な維持管理とトータルコストの低減を図り、計画的な住環境の整備を実施 ・空き家所有者等の調査、現地調査の実施 ・空き家等対策計画に基づき、特定空き家のうち倒壊等により周辺に危険が及ぶ恐れのある民間住宅の除却費用の一部を支援
◇住宅の耐震診断や耐震改修への支援を行っています。	適正な空き家管理の啓発と保安上危険となる特定空き家への対策が必要		①-3 公園施設、設備等について、市民の要望や施設の老朽化に対応した計画的な整備を行うとともに、地域住民やボランティア等と連携した維持管理を促進します。	・公園の遊具は、年数回の安全点検を実施しており、危険遊具の早期発見により公園利用者の安全を図る。 ・最上山公園において、観光資源とする計画的なモミジ等の植樹、施設の整備及び維持管理を実施 ・ボランティアによる清掃活動等による地域住民と連携した維持管理を図る
◇人々の憩い、ふれあいの場として都市公園等の維持管理と設備等の更新、修繕を行っています。	公園の適切な維持管理が必要			
◇空き家が増加しており、建築物や附属工作物の適正な管理が行われていない物件について、所有者等へ適正な管理について指導しています。	各地域でのクリーン作戦等の開催頻度、参加率の差の解消が必要	② 環境美化の推進 まちの美観を維持するため、地域や関係機関等と連携し、環境美化を推進します。	②-1 クリーン作戦等により市民の環境美化への意識を高めるとともに、団体や各地域主体で行われる美化活動等への支援を行います。	・クリーン作戦等の美化活動に対して、ごみ袋の提供と収集されたごみの運搬及び処理 ・美化活動の一環として市内でクリーン作業を実施される自治会等に啓発チラシの作成等の協力 ・漁業関係者が12月に実施されている河川のクリーン作業にて収集されたごみの運搬及び処理 ・地域内の小中学生と連携した取組みも含め、自治会等によるクリーン作業の啓発
◇クリーン作戦への支援や、不法投棄対策のパトロール、監視カメラ設置等、様々な環境美化活動に取り組んできた結果、不法投棄が大きく減少しています。	来訪者も含めたモラル・マナーの向上が必要		②-2 空き缶やごみのポイ捨て、ペットの飼い方のマナーの普及を図るとともに、各種イベント等において、ごみの持ち帰り運動を推進します。	・「ごみのポイ捨て禁止懸垂幕」の設置や「ごみのポイ捨て禁止のぼり」を設置することで広く市民への啓発に努める ・空き缶やごみのポイ捨て禁止の看板、ペット糞の禁止看板を自治会に提供し、自治会自ら設置と管理をしてもらうことで恒常的な防止活動と市民への啓発に努める ・イベントにおいてゴミ箱を設置せず、ごみの持ち帰り推進に努める
◇都市計画区域の一部を用途地域に指定し、規制・誘導を図っています。	不法投棄のパトロール、監視カメラ等による抑止が必要		②-3 不法投棄対策としてパトロールを行うとともに、必要な場所に監視カメラや不法投棄禁止看板を設置し、県や警察と連携して不法投棄者の特定に努めます。	・宍粟市環境保全協議会において、年1回不法投棄対策のパトロールを実施 ・空き缶やごみのポイ捨て禁止の看板を自治会へ提供し、不法投棄の多い場所における不法投棄の抑制を図る ・監視カメラを設置し、不法投棄の抑制を図る ・県民局環境課の協力のもと不法投棄の現地確認と業者割り出し、指導を実施。悪質や事件性がある案件については地元警察と連携し、業者割り出しを実施して不法投棄の抑制と特定に努める
◇地籍調査により地籍を明確化することで、土地利用の円滑化、土地境界トラブルの未然防止、災害復旧の迅速化、課税の公平化などを図っています。	自然環境や歴史文化資源と調和した計画的な土地利用が必要	③ 有効な土地利用の推進 歴史的文化的なまち並み形成の保全を図りつつ、用途制限により地域に応じた適正な土地利用を促進し、誰もが住みやすい市街地形成に取り組むとともに、地籍調査事業の早期完了に取り組みます。	③-1 総合的・計画的な土地利用を推進します。	・人口減少や高齢化社会などにより都市構造に影響する変化に対応すため、第2のダムの中心的役割を担う山崎都市計画の基本的な方針を定める山崎都市計画マスター・プランの改定を実施 ・城下町や伝統的な意匠の町家などの景観資源を活かし、市街地の暮らしや賑わいのある景観創造として山崎地区歴史的景観形成地区を指定(県指定)
	早期に調査を進めていくことが必要		③-2 市内全域の地籍調査の早期完了をめざします。	・地籍調査実施計画に基づき計画的に年間約6km ² の筆界調査を実施

まちづくり指標	指標名	単位	現状値(R1)	目標値(R8)	数値の把握方法	目標値設定の考え方
	公営住宅等長寿命化計画に基づく市営住宅建替え実施率	%	27.2	100	住宅建設完了件数/住宅建設設計画件数 ※公営住宅等長寿命化計画(R2策定)にて計画した計画件数	公営住宅等長寿命化計画(R2策定)にて計画した建替数に準じた目標値とする。
	クリーン作戦等の参加世帯割合	%/年	67.7	74.7	クリーン作戦等を実施する団体等から提出される参加世帯 ÷ 年度当初の世帯数	現状値を基準に、1年あたり1%の増加を目標とする。
	地籍調査進捗率	%	68.4	77.2	調査済面積 ÷ 調査対象面積(年度末)	地籍調査実施計画による令和8年度の数値を目標値とする。

個別連計する	計画名	計画期間	統計等数値
	宍粟市都市計画マスター・プラン ※未策定	R4～R13 (予定)	●公営住宅等長寿命化計画に基づく市営住宅建替え実施率 (H26)0.0、(H27)0.0、(H28)0.0、(H29)0.0、(H30)27.2
	宍粟市公営住宅等長寿命化計画	R2～R11	●クリーン作戦等の参加世帯割合 (H26)69.9、(H27)54.3、(H28)61.6、(H29)75.5、(H30)68.5
	宍粟市空き家等対策計画	R2～R7	●地籍調査進捗率 (H26)62.7、(H27)63.5、(H28)64.8、(H29)65.4、(H30)67.5 ●空き家率 (H20)10.8、(H25)14.0、(H30)17.4